

愛媛県教育委員会 5 月定例会議事録

1 開会の日時及び場所

令和 8 年 5 月 12 日（火）午後 3 時 00 分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

2 出席者

教育長	高岡哲也	委 員	関 啓三	委 員	北須賀逸雄
委 員	畠山千愛	委 員	田坂文明	委 員	山下由美

3 欠席委員

なし

4 会議に出席した公務員の職氏名

副教育長	黒田 敬	指導部長	川本昌宏
教育総務課長	栗田 謙	施設厚生室長	加藤 剛
社会教育課長	岡田博之	文化財保護課長	廣田 聡
保健体育課長	近藤博隆	義務教育課長	川崎洋幸
高校教育課長	中井賢哉	高校教育課魅力化推進監	野村竜也
高校教育課財務指導監	渡部和宏	人権教育課長	竹縄浩二
特別支援教育課長	壽海雅彦		

5 会議の概要

(1) 開 会（午後 3 時 00 分）

（教育長） ただいまから、教育委員会 5 月定例会を開会します。

傍聴人の皆様に申し上げます。傍聴人は、所定の席で、静粛に傍聴願います。また、携帯電話等は電源を切るなどしておいていただきますよう御協力をお願いいたします。

（教育長） それでは、始めに委員の皆様に提案させていただきます。本日の議事のうち、議案第 26 号愛媛県社会教育委員の委嘱について及び議案第 27 号愛媛県立図書館協議会委員の任命について並びにその他協議の表彰案件（5 件）につきましては、人事案件であることから、審議を非公開としたいと思います。よろしいでしょうか。

（全委員） 異議なし。

（教育長） それでは、そのようにさせていただきます。

（教育長） 次に、議事進行について、御意見をいただきたいと思ひます。

配布しております次第の順に議事を進行しますと、公開案件の途中に非公開案件が入ることになり、その都度、傍聴人及び報道機関の皆様に入退出していただくこととなりますので、公開案件を先にまとめて審議したいと思います。よろしいでしょうか。

（全委員） 異議なし。

（教育長） それでは、そのようにさせていただきます。最初に公開案件から審議することといたします。事務局が資料を配布しますので、少々お待ちください。

(2) 4月定例会議事録の承認

(教育長) それでは、4月定例会議事録の承認についてお諮りいたしますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ございませんので、原案のとおり承認されました。

続きまして、議案審議に移ります。以後、事務局は説明にあたり着席にて対応いただくようお願いいたします。

(3) 議 事

議案審議

○議案第25号 令和9年度の県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について

(教育長) 議案第25号令和9年度の県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について、事務局から説明をお願いします。

(高校教育課長) 議案第25号令和9年度の県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について、御説明いたします。

県立高等学校の入学者の選抜、県立特別支援学校高等部の入学者の選抜及び県立中等教育学校の第4学年の欠員補充のための編入学者の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について定めるものです。

御手元の議案及び資料に沿って、説明いたします。

議案の「1 愛媛県県立高等学校の入学者の選抜」の「(1)学力検査の検査教科及び出題範囲」について説明いたします。

まず、検査教科は、例年どおり、全日制課程では、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科、定時制課程では、国語1教科と、社会、数学、理科及び英語から入学志願者が選択する2教科の、合わせて3教科としております。

次に、出題範囲については、中学校学習指導要領に示されている各教科の目標及び内容に即し、基本的事項について出題することとしております。

このほか、議案「1の(2)学力検査等の期日及び合格者の発表の日」については、お示ししたとおりです。

なお、特色入学者選抜の合格内定については、検査実施の1週間後をめどに通知する予定としており、合格内定とならなかった者については、一般入学者選抜に出願することができます。

また、「(3)通信制の課程及び専攻科」については、実施校が限られていることから、教育長が別に定めることとしております。

次に、議案の「2 愛媛県県立特別支援学校高等部の入学者の選抜」に

について説明いたします。

まず、学力検査の検査教科については、実態に応じて各学校において決定することとしております。

次に、出題範囲について説明いたします。

本科については、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示されている中学部の各教科の目標及び内容に即し、基本的事項について出題することとしております。

専攻科については、特別支援学校高等部学習指導要領に示されている各教科の目標並びに各科目の目標及び内容に即し、基本的事項について出題することとしております。

このほか、議案「2の(2)学力検査等の期日及び合格者の発表の日」については、お示ししたとおりでございます。

最後に、議案の「3 愛媛県県立中等教育学校の第4学年の欠員補充のための編入学者の選抜」についてですが、「(1)イの出題範囲」については、高等学校と同様です。「(1)アの検査教科」「(2)の学力検査等の期日及び合格者の発表の日」については、教育長が別に定めることとしております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(教育長) ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等がございましたら、お願いいたします。

(教育長) 特にございませんでしょうか。それではお諮りいたします。先ほどの説明のとおりでよろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ないようですので、議案第25号令和9年度の県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日については、原案のとおり可決決定をいたしました。

(教育長) 議案第26号及び議案第27号の審議については、非公開のため、その他の協議の承認に移ります。

(4) その他

○今治工業高校の学科改編について

(教育長) 今治工業高校の学科改編について、事務局から説明をお願いします。

(高校教育課長) 今治工業高校の学科改編について御説明いたします。

今治工業高校の学科改編についてです。

国が造船業を重要な成長戦略分野に位置付けたことや、地元企業等から強い要望があることなどから、学科改編を行う方針で現在準備を進めております。なお、正式決定は10月の定例教育委員会での規則改正となる予定です。

最初に、「1 改編の内容及び令和9年度の入学定員案」について、御説明いたします。

機械造船科を改編し、仮称ですが造船科と機械科を設置し、それぞれ1学級40人とします。環境化学科と繊維デザイン科を統合し、仮称ですが環境化学繊維デザイン科を設置し、1学級40人とします。

次に、造船科の概要について、御説明いたします。

造船科については、現在の機械造船科の造船コースを発展させ、大学や地元造船・船用工業と連携し、海事産業全体を俯瞰した知識・技術を身に付け、産業の持続的成長を支える人材育成、地元企業の協力による質の高いインターンシップやデュアルシステム、企業の技術者を外部講師として招聘する授業、地域と連携した人材育成システムを魅力として打ち出した全国募集の実施などの取組を行うこととしています。

これらの取組を行うことで、大学や地元企業などと一体となったアドバンスト・エッセンシャルワーカー等を育成する拠点とすることができる、実社会に通用する資質・能力を身に付けるための実践的・探究的な学びを実現できる、造船科の魅力化・特色化により、県内外から生徒を幅広く募集することができる、などの効果が期待されます。

なお、全国募集については、本会終了後から生徒募集活動をスタートする予定にしております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(教育長) ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等がございましたら、お願いいたします。

(北須賀委員) 今回、造船科を設置するということで、これは非常に注目される取組だと思います。造船科の概要の中に、「大学や地元造船・船用工業と連携し、海事産業全体を俯瞰した知識・技術を身に付け」と記載されていますが、この辺りで何か、特徴的な特色ある具体的な取組は考えられていますか。

(高校教育課長) 今治市は造船事業者14社をはじめ、多数の船舶関連企業が立地する日本最大の海事都市であり、今年度、愛媛大学が今治サテライトを拠点とした海事産業特別コースを設置したところです。このような企業や、大学、今治市等と連携して、地元企業との接続をしっかりと進めて、高度技能者に必要な知識や技能等を、確実に習得するような教育モデルを作りたいと考えております。詳細については、現在、検討しているところです。

(北須賀委員) 良い形で造船科が設置され、更に発展されることに期待しております。

(関委員) 今の説明を聞いて、一つは機械造船科を造船科と機械科に分けると志願者の受入枠が広がるということで良いのですが、環境化学科と繊維デザイン科を統合するということは、志願者の受入枠が少なくなります。枠が減る方について、この枠で希望者に十分対応できるのでしょうか。

(高校教育課長) 過去5年間で、環境化学科及び繊維デザイン科の志願

者数が定員を大幅に下回っているということ、そして、環境化学科に対する地元企業からのニーズがなく、求人が少ないということが、今回の学科改編の理由です。大きな影響はないと考えます。

(教育長) ほか、特にございませんでしょうか。それではお諮りいたします。先ほどの説明のとおりでよろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ないようですので、今治工業高校の学科改編については、原案のとおり承認されました。

○新居浜工業高校の定員減に伴う学科の募集停止について

(教育長) 次に、新居浜工業高校の定員減に伴う学科の募集停止について、事務局から説明をお願いします。

(高校教育課魅力化推進監) 新居浜工業高校の定員減に伴う学科の募集停止について御説明いたします。

資料を御覧ください。

令和5年3月に策定した県立学校振興計画に基づき、令和9年度に同校の入学定員が、5学級200人から、1学級減の4学級160人とする予定です。そこで、環境化学科を募集停止とする方針で現在準備を進めております。なお、今治工業高校の学科改編と同様に、正式決定は10月の定例教育委員会での規則改正となる予定です。

環境化学科の募集停止の理由としましては、過去5年間、環境化学科の志願者数が定員を大幅に下回っていること、過去3年間、環境化学科を指定した求人がないことなどが挙げられます。

以上で、説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(教育長) ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等がございましたら、お願いいたします。

(田坂委員) 新居浜工業高校で環境化学系の学習をしたい中学生については、近隣で言えば、先ほどの今治工業高校へ進学するというイメージですか。それとも、他の地域にも似たような学科があるので、そちらへ行くことになるのでしょうか。

(高校教育課魅力化推進監) お見込みのとおり、今治工業高校や松山工業高校にも同様の学科はありますので、その辺りへ進学することをイメージしています。

(教育長) ほか、特にございませんでしょうか。それではお諮りいたします。先ほどの説明のとおりでよろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ないようですので、新居浜工業高校の定員減に伴う学科の募集停止については、原案のとおり承認されました。

○令和9年度県立高等学校入学者選抜に係る特色入学者選抜における各校の出願資格及び検査項目等について

(教育長) 次に、令和9年度県立高等学校入学者選抜に係る特色入学者選抜における各校の出願資格及び検査項目等について、事務局から説明をお願いします。

(高校教育課長) 令和9年度県立高等学校入学者選抜に係る特色入学者選抜における各校の出願資格及び検査項目等について、御説明いたします。

この度、同入学者選抜における、各高校において設定する出願資格及び検査項目等が取りまとまりました。

まず、特色入学者選抜を実施するのは、分校を含む全日制の全ての県立高校・全ての学科及び北条清新高校定時制課程の44校69学科です。募集人員については、普通科等で入学定員の30パーセント程度、職業教育を主とする学科等で入学定員の50パーセント程度をそれぞれ上限としています。全日制の各校における運用としては、普通科等のうち26校27学科、普通科等の約87パーセントが、15パーセント程度を超える割合を、職業教育を主とする学科等のうち27校35学科、職業学科等の約95パーセントが、30パーセント程度を超える割合を設定しています。また、新居浜東高校体育科及び伊予高校芸術科については、意欲や資質・能力を有し、各専門分野でリーダーとして活躍する生徒を集めるという観点から、特色入学者選抜における募集人員を、募集定員の100パーセントとすることにしており、特色入学者選抜において募集人員が満たされた場合は、一般入学者選抜を実施しないこととなります。これに伴い、両学科につきましては、全国募集を実施する学科と同様に、県外からの受検を認めています。なお、特色入学者選抜において募集人員が満たされなかった場合は、募集定員から特色入学確約者数を差し引いた数を募集人員とする一般入学者選抜を実施いたします。その場合、従来の学力検査、面接に加え、実技テストを実施いたします。このことにつきましては、10月にお諮りする予定の「令和9年度愛媛県県立高等学校入学者選抜実施要項」で定めることといたします。

また、特色入学者選抜の募集人員内で実施することとしている「文化・スポーツ活動の取組・成果等を重視した選抜」については、30校51学科、全日制の全学科の約75パーセントでの実施となっております。各高校の特色入学者選抜の募集人員、「文化・スポーツ活動の取組・成果等を重視した選抜」の実施の有無、検査項目等の評価の比率につきましては、資料の一覧表にまとめております。

次に、出願資格については、昨年度と同様、各校のアドミッション・ポリシーに基づき、学級活動、生徒会活動、学校行事等において、リーダーシップを発揮するなど熱心な活動が見られる者、英検、漢検、数検のいずれかにおいて準2級以上を有している者、校内外のスポーツ活動、文化活動、奉仕活動等のうち、いずれかの分野において熱心な活動が見られる者、又は県大会出場もしくはそれに準ずる成果を上げている者、

第3学年の9教科の評定平均が3.8以上の者といった様々な出願資格を設けております。

続いて検査項目については、全ての学校・学科で調査書等を検査対象とするほか、全日制で、作文の実施が27校40学科、小論文の実施が11校19学科、面接の実施が42校64学科、集団討論の実施が3校3学科、実技テストの実施が5校5学科、プレゼンテーションの実施が3校4学科となっています。

詳細につきましては、御手元の別冊子にまとめており、先ほど御審議いただきました新居浜工業高校、今治工業高校の学科改編につきましても、出願資格及び検査項目等に反映しております。

なお、各校の出願資格及び検査項目等につきましては、このあと、各県立高等学校及び県内中学校等にお知らせするとともに、本課ホームページにて公表を予定しております。また、昨年度と同様に、特色入学者選抜に関するチラシを作成するとともに、Q & Aの更新を続けることで、中学生やその保護者、中学校教員への周知を図ることとしております。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(教育長) ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等がございましたら、お願いいたします。

(北須賀委員) 本県の特色入学者選抜においては、検査項目の中にプレゼンテーションという非常にユニークな検査項目があります。これまでも、既に何校かで実施されていますが、このプレゼンテーションについて、実施した学校から感想等ありましたか。

(高校教育課長) 一部の学校ではありますが、入学後の学びについて、事前によく調べているということが分かったとか、受検生が考えている入学後の将来の展望や意欲というものを、作文や面接よりもはっきりと見取ることができたといった意見がありました。

(山下委員) そういった感想が出るということは、面接とプレゼンテーションが住み分けられ、これからプレゼンテーションの方が増えていくということでしょうか。

(高校教育課長) 特色入学者選抜の検査項目については、各学校が求める生徒像に基づいて決定するものですので、増えていくかということは分かりません。しかし、入学後の意欲というものがしっかり確認できる有効な検査項目だと考えており、今後、増える可能性があるかと個人的には考えております。

(関委員) 特色入学者選抜の中身を見ると、ポイントを押さえられており、受検をしようという意欲が湧くものになっていると思います。今回、その枠をどんどん広げていっていますが、今後の特色入学者選抜への応募状況をどのような想定されているのでしょうか。例えば、もともと募集定員に達するような応募があつて、今後、更に増えて、競争率が高くな

っていくような想定があるのでしょうか。

(高校教育課長) 現在、普通科等では上限を30パーセント、職業教育を主とする学科では50パーセントとしております。特色入学者選抜を開始して今年で3年目になりますが、これまでの2年間は、志願者数が以前の推薦入試と比べ非常に伸びています。もう少し状況を見て、更に志願者数が増えるようであれば、上限を増やしても良いのではないかと思います。学校と相談した上で、決めていきたいと考えているところです。

(関委員) 上限を増やすということであれば、例えば、英検や漢検など、検定関係の資格を取らなければという意欲も生まれてくると思います。そうすると、できるだけ容易に受検できるというような環境の整備が必要になると思います。

(教育長) 学校での英検の受検環境はどのようなになっていますか。

(義務教育課長) 英語検定については、市町が中学生に対し、受検料を補助したり、また、義務教育課でも、英語力向上のオンライン講座等を中学生向けに開設したりしており、英検を受検したいという者の後押しをしている状況です。

(関委員) 支援をしているということは分かっているのですが、受けることに対する準備をするために、やはり、その必要性を十分説明してあげないと、その機会を逃す恐れがあると思います。一般社会でもそうですけれど、資格というものを取っていると、その人の理解度がある程度分かるので、これからそういうものを進めてもらいたいという気持ちはあります。受けやすさが一番の問題なので、近隣で受けられると言ってくれたら受けていたのにとか、離れたところまで受検に行かなければならないとか、そういう制約ができるだけ少ないようにして欲しいと思いますので、是非、その辺りも十分考えていただきたいと思います。

(義務教育課長) 御指摘された受けやすさという点では、英語検定においては、中学校自体が団体受検会場になるようなところが非常に多くあり、その意味では、学校からも英検の特に3級程度の受検を勧めている状況です。今後も、その辺りの周知や指導を充実させていきたいと思います。

(教育長) 漢字検定は、昔はみんな受けていたような気がします。今の小学校や中学校は、どのような状況なのでしょうか。

(義務教育課長) 現在のところ、漢字検定は、資料やパンフレット等を配布して、受検の機会等を紹介している状況で、英語検定と比べると積極的に団体の会場などを設けるなど、大規模な形での展開はしていないのではないかと思います。

(畠山委員) 宇和島市では、コミュニティ・スクールが主体となって、小・中学校等にパンフレットを配布するほか、本来は松山に受けに行かなければならないところを、宇和島で受けられる体制がとられています。

(畠山委員) 特色入学者選抜についてですが、東予、中予に関しては、

この特色ある入学者選抜で掲げているような、プレゼンテーションや実技テストがあるのを見て、良いなと思うのですが、南予の方にはそういった検査項目がないので、少し寂しいなと思っています。特色のある学科が少ないということもあるのですが、こういったプレゼンテーションや集団討論等で、もっと積極的に自分をアピールする場を作ってもらえたらいいなと思いました。

(高校教育課長) いただいた御意見を、研修会や校長会等で共有したいと思います。

(教育長) ほか、特にございませんでしょうか。それではお諮りいたします。先ほどの説明のとおりでよろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ないようですので、令和9年度県立高等学校入学者選抜に係る特色入学者選抜における各校の出願資格及び検査項目等については、原案のとおり承認されました。

(教育長) ここからは、非公開案件の審議に入りますので、傍聴人及び報道機関の皆様は退席をお願いいたします。

(教育長) 議案審議を再開する旨宣する。

(5) 議 事

議案審議

○議案第26号 愛媛県社会教育委員の委嘱について

(教育長) 議案説明を求める。

(社会教育課長) 愛媛県社会教育委員である愛媛県高等学校長協会長の交代及び愛媛県社会教育委員の辞任に伴い、その後任の委員を社会教育法第15条第2項の規定により委嘱する原案を説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

○議案第27号 愛媛県立図書館協議会委員の任命について

(教育長) 議案説明を求める。

(社会教育課長) 愛媛県立図書館協議会委員である愛媛県高等学校教育研究会図書部会長の交代に伴い、その後任の委員を、図書館法第15条の規定により任命する原案を説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

(教育長) 議案審議を終了し、その他の協議に移る旨宣する。

(6) その他

○令和9年春の叙勲について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(教育総務課長) 令和 9 年春の叙勲候補者について、教育功労 (5 名) 及び学校保健功労 (2 名) の推薦について説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

○令和 8 年度教育者文部科学大臣表彰について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(教育総務課長) 令和 8 年度教育者文部科学大臣表彰の被表彰候補者 (3 名) の推薦について説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

○令和 8 年度社会教育功労者文部科学大臣表彰について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(社会教育課長) 令和 8 年度社会教育功労者文部科学大臣表彰の被表彰候補者 (2 名) の推薦について説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

○令和 8 年度優良 P T A 文部科学大臣表彰について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(社会教育課長) 令和 8 年度優良 P T A 文部科学大臣表彰の被表彰候補団体 (3 団体) の推薦について説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

○令和 8 年度視聴覚教育・情報教育功労者文部科学大臣表彰について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(社会教育課長) 令和 8 年度視聴覚教育・情報教育功労者文部科学大臣表彰の被表彰候補者 (1 名) の推薦について説明する。

(教育長) 意見を求める。

(田坂委員) 視聴覚教育や情報教育が全ての学校に普及している状況であるため、推薦基準等を整理しても良い時期だと感じている旨述べる。

(教育長) 国が表彰をなくすことは難しいと思われるが、今後、県としての対応を考えていく必要がある旨述べる。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

(教育長) その他の協議を終了し、非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

(7) 閉 会 (午後 3 時49分)

(教育長) 以上で、本日の審議事項を全て終了いたしましたので、教育委員会 5 月定例会を閉会いたします。